

9月30日から開始 家庭系ごみの「一部有料化」と「戸別収集」
合言葉は、「分別・水切り・減量化～私にできる小さな一歩～」

事業系ごみの現状

環境課 ☎(235)4922

市のごみ焼却量の約3割を占める「事業系一般廃棄物」(円グラフ)は、まちのにぎわい創出などにより、近年増加傾向にあります。事業系ごみの現状と減量化策の検討状況をお知らせします。



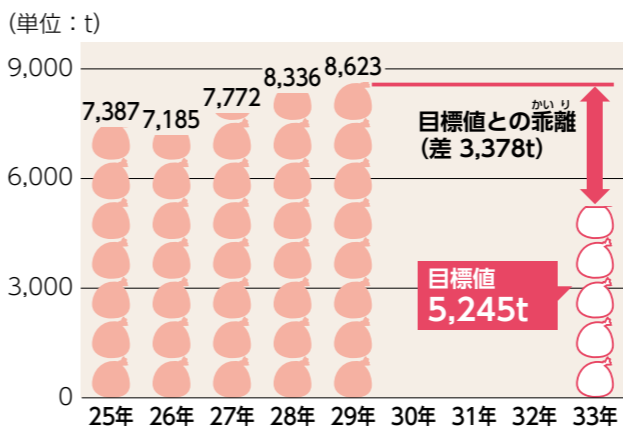
事業系ごみとは

会社や店舗、病院・官公庁などから出るごみが「事業系ごみ」です。家庭から出るごみ以外は全て「事業系ごみ」となり、その中で「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に分けられます(図)。

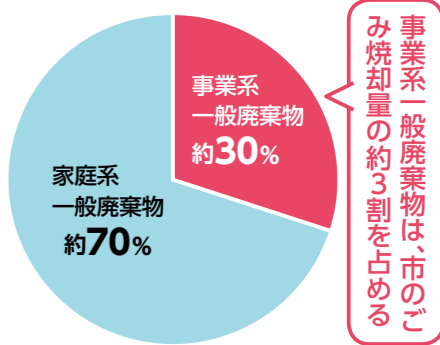
増える「事業系一般廃棄物」

事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみは、高座クリーンセンターで焼却処理しています。ごみを排出する事業者は、市が許可した収集運搬業者にごみの運搬を委託します。収集運搬業者は、事業者から収集したごみを高座クリーンセンターに運び、1キロあたり25円のごみ処理手数料を納めています。「事業系一般廃棄物」の量は、まちのにぎわい創出などにより増加傾向にあり、一般廃棄物処理基本計画で定める目標値と大きくかけ離れているのが現状です(グラフ)。

〔グラフ〕市の事業系一般廃棄物排出量と目標値



〔円グラフ〕市のごみ焼却量の割合



事業系一般廃棄物は、市のごみ焼却量の約3割を占める

課題は事業者・収集運搬業者との一体的な取り組み

事業系一般廃棄物を無作為に抽出し、中身を確認する市の「組成分析調査」では、ごみの中に資源化できる紙類などが22%、産業廃棄物が13%含まれていました。

ごみの排出量を目標値まで削減するには、「事業者の分別の徹底」「収集運搬業者の適正な収集」の促進など、事業者・収集運搬業者・市が一体となって取り組む必要があります。

「事業系ごみ減量化基本方針(案)」を策定

市は、環境審議会からの答申を踏まえ、「啓発・指導」「支援」「4者の連携」の3つを柱に「事業系ごみ減量化基本方針(案)」を策定しました。

4者の連携

高座清掃施設組合・座間市・綾瀬市との連携を深め、事業系一般廃棄物の処理手数料の改定の検討や、廃棄物の異物混入を調べる展開検査の強化など、情報共有を図ります。

2 支援

事業所への支援策として、大型生ごみ処理機導入に対する新たな補助制度の検討と、現行の生ごみ処理機設置補助制度のPRを拡充します。

1 啓発・指導

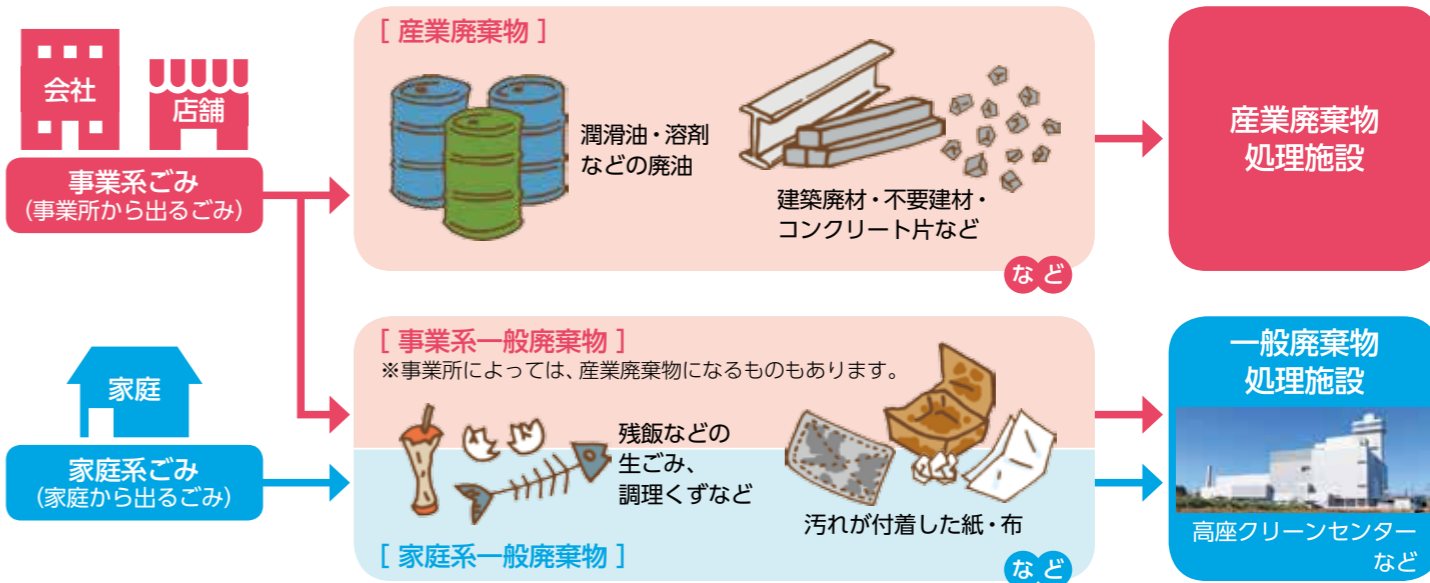
ごみの減量化・適正排出のため事業所への立ち入り指導や事業者・収集運搬業者への講習会の開催など、啓発・指導を行います。

「事業系ごみ減量化基本方針(案)」に対するパブリックコメントを募集

市民の皆さんから意見を募集します。受け付け期間は4月1日(月)～26日(金)。内容は環境課や市ホームページで確認できます。提出は、任意の書式に意見・住所・氏名を記入し、直接または郵送・市ホームページで環境課へ。匿名や電話・メールでの応募はできません。郵送の場合は期間内に必着。



〔図〕ごみ処理の主な流れ(資源物を除く)



事業系ごみ減量のために私にできる小さな一歩

事業系一般廃棄物の44%が食品廃棄物であることが、市の組成分析調査で分かっています。外食の食べ残しは事業系ごみになります。外食時は食べきれない量を注文するなど、一人一人ができる取り組みで事業系ごみを減らしましょう。



「海老名市ごみの出し方」の動画を制作

約60秒の動画
9月30日から開始する「家庭系ごみの一部有料化」と「戸別収集」を分かりやすく伝えるための動画を制作しました。YouTubeや市役所1階の行政情報モニターで放映しています。ぜひご覧ください。

